

難民の危機的状況におけるアピール

2015年9月28日
全国難民弁護団連絡会議

近年、迫害、紛争や一般的な暴力の結果として約 6000 万人の難民及び避難民が生まれ、多くの人々が保護まで辿り着けずに命を落としており、難民問題は地球規模の課題となっている。特にシリア難民問題では、既に 45 万人以上がヨーロッパに移動し、まだ 400 万人以上のシリア難民がキャンプ等の劣悪な環境で暮らしている。

日本は、1982 年に難民の地位に関する条約に加入し、国内において難民認定制度を運用してきた。しかしながら、条約加入から 30 年以上が経過するものの、一貫して難民の受け入れに消極的であったし、今回の危機的な状況に直面しても、難民条約の趣旨や目的に沿った制度の構築に至らず、国際社会の一員としての責務を果たそうとする姿勢を明確にしていけないのである。

上記のような難民の大量流入に直面している欧州諸国は、苦悶しつつも難民に対して手を差し伸べようとし国際的な責務を果たそうと努力している。アメリカ、カナダやオーストラリアなども、次々と自国への受け入れを表明している。

他方、今般、日本政府は、「中東からの難民支援策の一環として、シリア難民の若者を留学生として日本で受け入れる検討を始めた」という。

しかしながら、シリア難民の危機的な状況に対して、留学生という枠だけでの対応が十分であるはずはなく、かかる受け入れの表明は逆に日本が難民を受け入れないという意味を表明するに等しいものとも受け取られかねないものである。難民条約締約国としてまた第三国定住プログラムを実施している国として国際的に求められている相応の難民受け入れに向けての正面からの取り組みがまさに求められている。

平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めるためにも、今こそ「日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進」し、「世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべく」（衆議院「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議」一第 179 回国会・決議第 2 号）、シリア難民の受け入れを進めるべきである。

以上